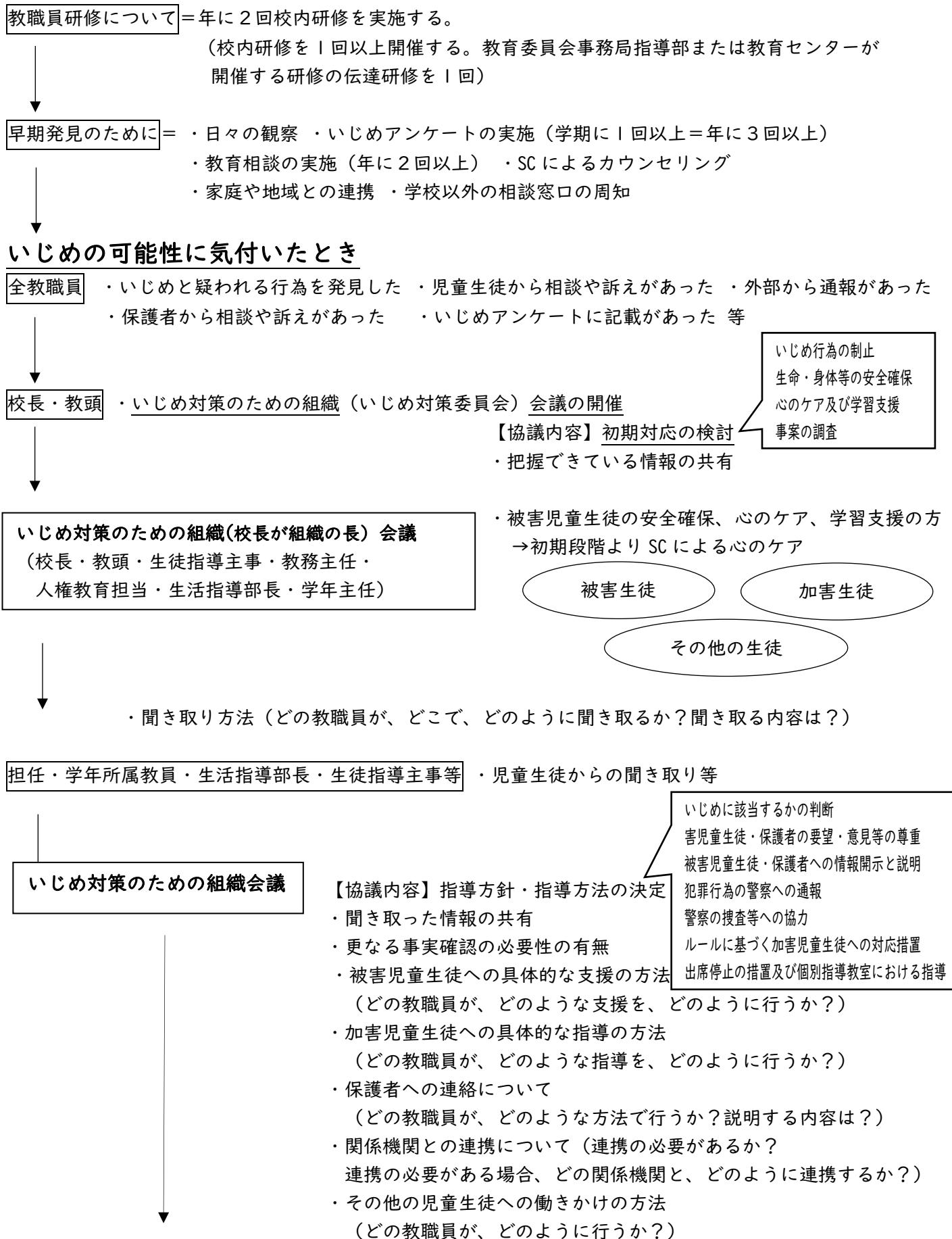
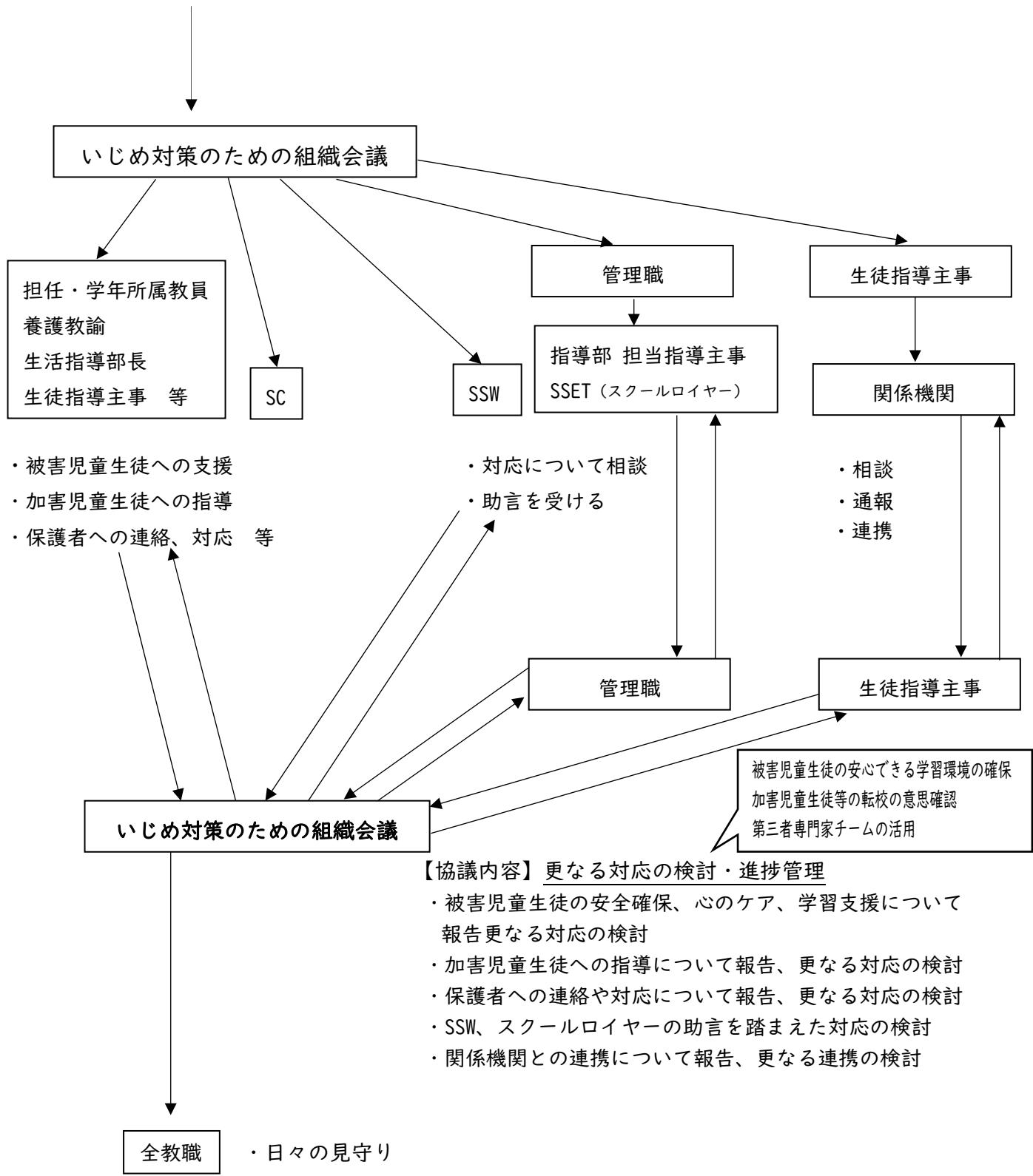


大阪市立木津中学校 いじめ対応フロー図





全教職

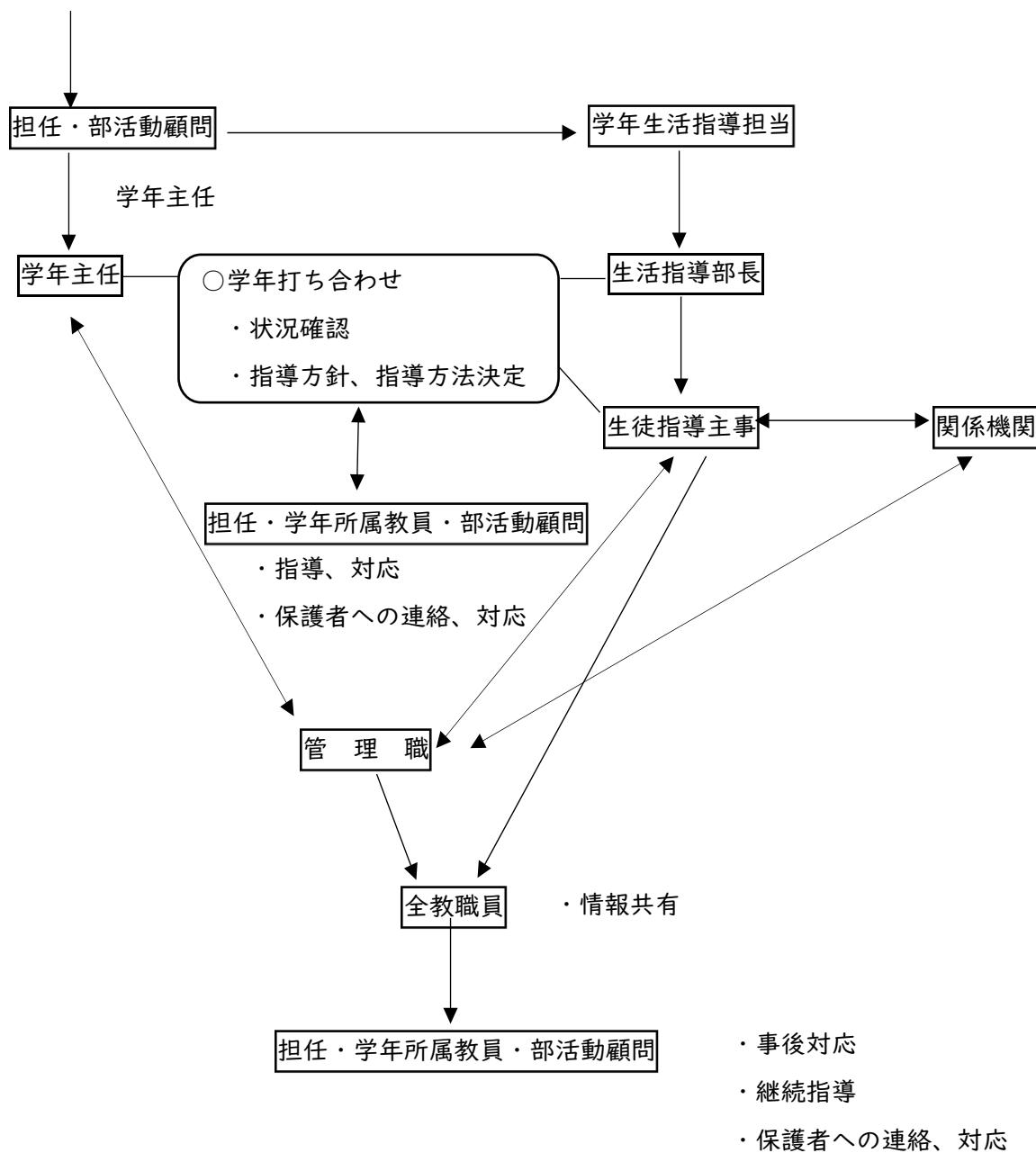
- ① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月が目安）継続していること。」
- ② 被害者が心身の苦痛を感じていない。（本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないかどうか確認する。）

以上の2つの要件が満たされれば、解消している状態となる。

いじめ以外の問題行動発生時の対応

全教職員

- ・暴力行為（対教師、器物損壊）
- ・喫煙、飲酒
- ・服装や頭髪違反
- ・自転車通学
- ・授業離脱、妨害
- ・不要物（携帯電話、お菓子等）の所持
- 等



※問題行動に対する指導や対応をしていく中で、いじめの可能性に気付いた際は、直ちに上記の「いじめの可能性に気付いたとき」の対応に切り替える。